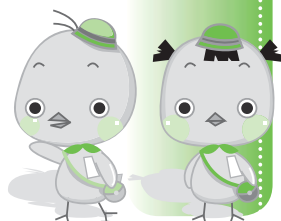


保育園入園のご案内

●保育園とは

保育園は、日中家庭で十分保育できない乳幼児を、保護者に代わってお世話するところです。

本町には民間の保育園が3カ所あり、行き届いた環境のもとに、養護と教育とを一体として、子どものさまざまな欲求を満たしながら、『豊かな心と丈夫な体でよく遊ぶ子』を目標に保育が進められています。



居宅外労働

昼間に居宅外で労働することを常態としている

(勤務・パート証明書)

居宅内労働

昼間に居宅内で児童と離れて家事以外の労働をすることを常態としている

(内職証明書)

出産等

母親の出産予定日の前後各2カ月間

(医師の診断書または母子健康手帳)

疾病等

疾病、負傷または精神もしくは身体に障害を有している
(医師の診断書または身体障害者手帳等)

介護

長期にわたる病人または障害者の看護をしている
(医師の診断書または身体障害者手帳等)

災害の復旧

災害により被害を受け、その復旧に当たっている
(罹災証明書)

その他

これらの事情に類する状態にあると町長が認めた場合
※(一)内は添付書類

●入園申込の手続

受け付けは役場で常時行っています。

ただし、4月入園および入園予約(内容については後述参照)の申込受付は、一定の時期を定めて行います。

新規入園等申込受付日	
大治南保育園	11月2日(月)
大治東保育園	11月4日(水)
大治保育園	11月5日(木)

受付時間：午前9時～午後4時

- ・お子さんをお連れください。
- ・各園での申込受付日に都合がつかない場合は、11月4日(水)から6日(金)まで役場民生課で行います。

産休明けの場合

大治南保育園

育休明けの場合

- ・大治保育園
- ・大治東保育園
- ・大治南保育園

●保育料

保護者の皆さんが負担する保育料は、児童の属する世帯の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)のすべての前年分の所得税合計額または前年度分の市町村民税合計額等により「階層別」に決定し、毎月納めていただきます。本町では、従来より国の徴収基準より低く定め、保護者の負担の軽減を図っています。

平成21年度の保育料は次表のとおりです。

なお、平成22年度の保育料の決定に必要な書類は次のとおりで、後日提出していただきます。

●入園できる基準および添付書類

保育園に入園できる児童は本町在住で、保護者等が次のいずれかの事情に該当する場合です。

● 主な必要書類

給与所得者

平成21年分源泉徴収票

※提出期限

平成22年2月26日(金)

事業所得者

平成21年分確定申告書の写し

※提出期限

平成22年3月17日(水)

転入者

平成21年1月2日以降に本町へ転入された方は、前住所地の平成21年度分市町村民税の課税証明書
※提出期限
平成22年2月26日(金)

● 保育料徴収方法

保育料の徴収は、原則口座振替を利用していただきますが、特別な事情がある場合はご相談ください。

● 入園等の決定通知

入園の決定は12月下旬から1月上旬ごろ、保育料の決定は4月下旬ごろに各家庭に通知します。

詳しくはお問い合わせください。

保育所運営費保護者負担金徴収金基準額表

(単位：円)

各月初日に在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)	
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
第2	第1階層および第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯	5,400 (2,700) [0]	3,600 (1,800) [0]
第3		前年度分の市町村民税課税世帯	11,700 (5,900) [0]	9,900 (5,000) [0]
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000未満	18,000 (9,000) [0]	16,200 (8,100) [0]
第5		40,000以上 103,000未満	29,000 (14,500) [0]	20,000 (10,000) [0]
第6		103,000以上 413,000未満	39,700 (19,900) [0]	21,600 (10,800) [0]
第7		413,000以上	51,500 (25,800) [0]	23,300 (11,700) [0]

- ・()内の金額は、それぞれの階層に属する世帯から2人以上の児童が入所または幼稚園等を利用している場合における2人目の入所児童に適用される基準額です。
- ・[]内の金額は、それぞれの階層に属する世帯から3人以上の児童が入所または幼稚園等を利用している場合における3人目以降の入所児童に適用される基準額です。
- ・月の途中で入所または退所した児童のその月に係る負担金については、日割計算による額を徴収します。
なお、算定した負担金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ・町民税未申告世帯は第3階層とします。
- ・児童の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保護者負担金徴収額は0円とします。
 - ①「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
 - ②「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ・保護者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育または監護し、かつこれらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の3歳未満児に係る徴収金を0円とします。
- ※ 所得税の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・電子証明書等特別控除・特定増改築等特別控除・寄附金控除前の課税額により階層区分の認定を行います。
- ※ 保育料は、年度途中で3歳になっても年度末(3月)まで変更しません。

問い合わせ先 役場 民生課 内線166・167